

どうしたらいいの？

実家

と

空き家

(Sample)

の問題

家族が困らないために

専門家と行政が連携してお手伝い

実家・空き家相談のワンストップ窓口 和歌山県空家等対策推進協議会

和歌山県では、住まいに関する専門家団体と行政が連携して、県民向けの相談体制を整備しております。まずは返信ハガキで相談事項や今後の活用意向をお聞かせください。必要に応じて専門家をご紹介します。

「私たちがバックアップ！」



建築士
(一社)和歌山県
建築士会副会長
中西 重裕



不動産事業者
(公社)和歌山県宅地
建物取引業協会副会長
木村 勝次



空き家相談センターわかやま
(一社)ミチル空間
プロジェクト理事長
南 順子

支援の流れ

所有者等

▼ ハガキ送付

和歌山県移住定住推進課

▼ データ共有

県空家等対策推進協議会

▼ 相談窓口の調整

司法書士
弁護士

不動産
事業者

建築士
行政書士

市町村

▼ マッチング

所有者等

Sample

和歌山県 移住定住推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL.073-441-2930

問 合 せ

提出先／和歌山県移住定住推進課

1 建物・土地の所在地

所在地

2 建物の現況

建築年 (築年数)	明治・大正・昭和・平成	年 (約	年)
以下、1~7のいずれかに☑を入れてください			
空き家	<input type="checkbox"/> 1. 放置(約	年程度)	している。
	<input type="checkbox"/> 2. 管理(窓の開閉、草刈り等)	している。	
	<input type="checkbox"/> 3. その他()	
居住 (使用)	<input type="checkbox"/> 4. 居住している。	<input type="checkbox"/> 5. 物置として使用している。	
	<input type="checkbox"/> 6. 別荘・セカンドハウスとして使用している。		
	<input type="checkbox"/> 7. その他()	

3 相談してみたいこと・今後の活用意向 (該当項目に☑を入れてください)

<input type="checkbox"/> 1. 賃貸	<input type="checkbox"/> 2. 売却	<input type="checkbox"/> 3. 管理(窓の開閉、草刈り等)
<input type="checkbox"/> 4. 解体	<input type="checkbox"/> 5. 補修	<input type="checkbox"/> 6. 相続・権利関係
<input type="checkbox"/> 7. その他()		

4 連絡先(親族で可)

※下記「個人情報取り扱い」についてご確認の上、連絡先を入力してください

お名前	TEL	-	-
〒	-	-	-
ご住所			
メールアドレス			

見本 (Sample)

個人情報の取り扱い

① 情報を提供する範囲

和歌山県空家等対策推進協議会(県・市町村・学識者等で組織)、(一社)和歌山県建築士会、和歌山県司法書士会、(公社)和歌山県宅地建物取引業協会、和歌山県土地家屋調査士会、(一社)和歌山県不動産鑑定士協会、(一社)ミチル空間プロジェクト、和歌山弁護士会、和歌山県行政書士会及びその他空き家等に係る相談員

② 提供目的

相談に関する助言、相談情報の事例化及び統計処理

③ 遵守事項

必要の範囲内で連携する①の団体及び相談員で情報共有することとし、他人に知らせたり不当な目的では使用しません。なお、同意を取り下げの申し出があった場合には、相談情報を削除します



料金受取人払郵便



差出有効期間
令和5年3月
31日まで
(切手不要)

郵便はがき

6 4 0 - 8 7 9 0

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県
移住定住推進課 行

見本 (Sample)



空き家に関する情報サイト

◎ネットでいつでもどこからでも相談「TAKUSERU」

インターネットから空き家の相談申し込みが可能。県内各地で開催される相談会やセミナーの日程、相談事例、各種新着情報なども掲載。

<https://takuseru.com/>



◎空き家を活用して和歌山を元気に「わかやま空き家バンク」

空き家物件の情報をまとめ、県外からの移住者の受け入れを推進。物件所有者への支援制度も掲載。

<https://www.wakayamagurashi.jp/category/house>



「維持費が心配」「他人に貸すのは不安」
「税金が気になる」「今は困っていないけど…」

どうなるの？ 実家の将来

「倉庫や物置代わりに」「親戚の集まりに使っているよ」
「子どもがいずれ住むかも」「施設に入所してそのまま」

住まなければ それは空き家！

▶ 放っておくとこんなリスクが…

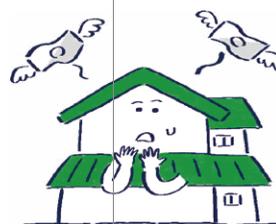
迷惑
になる



ご近所トラブルに発展します。

倒壊／不衛生／景観の乱れ／周辺
の資産価値の下落／治安悪化…

お金
がかかる



想像以上に出費がかさみます。

維持管理費／改修費／税負担／劣
化が原因による損害賠償金…

劣化
する



老朽化が一気に進みます。

カビ・結露の発生／外壁の剥離／雑
草の繁茂／害虫・害獣の住処…

▶ 対策をすれば有効活用できる！

◎地域の賑わいに

古民家カフェ、ゲストハウスなどに活用すると、
地域に新たな賑わいが生まれます。

◎新たな収入に

売買以外にも、賃貸で毎月の家賃収入を得ら
れることもあります。

◎管理が不要に

建物を使ってもらうこと、管理を委託するこ
とで劣化を防ぎます。

支援制度もあります！

改修・家財撤去・除却・耐震・固定
資産税の減免など(※条件あり)

活用事例 くまのこ食堂 (田辺市本宮町)

～県外から移住した若者がカフェを経営～



お悩みの方
気になることがある方 **まずは登録を！**

ハガキ裏面のアンケートにお答えいただき、ポストに投函してくだ
さい。ご意向を確認して、必要に応じて専門家をご紹介します。